**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２７４号）**

**〔　「抑うつ状態判明する資料不存在非公開決定異議申立事案」他２５件　〕**

**（答申日：平成２８年１１月２日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）の決定は、いずれも妥当である。

**第二　異議申立てに至る経過等**

１　各公開請求について

異議申立人は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第６条の規定により、大阪府知事（以下「実施機関」という。）（担当部署は、別紙に記載の担当室課等）に対し、別紙に記載の請求日に、別紙に記載の公開請求の内容を求めて、情報公開請求（以下「本件各公開請求」という。）を行った。

別紙番号１から１８まで及び２０から２６までの公開請求に対し、別紙に記載の決定日に、実施機関は条例第１３条第２項の規定により、不存在による非公開決定を行い、別紙に記載の決定の理由を付して異議申立人に通知した。

また、別紙番号１９の公開請求に対し、別紙に記載の決定日に、実施機関は対応する文書として、別紙に記載の決定の理由（公開することと決定した行政文書）に掲げる文書を特定の上、条例第１３条第１項の規定により、その全部を公開する旨の公開決定を行い、異議申立人に通知した。

２　異議申立てについて

別紙に記載の異議申立日に、異議申立人は、上記１（別紙番号１から２６まで）の２６件の実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第６条の規定により、実施機関に対する異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

これら２６件の決定に対する本件各異議申立ては、いずれも同一の実施機関（大阪府知事）に対する異議申立てであることから、当審査会においては一括して審議することとした。

**第三　異議申立ての内容について**

　　　本件各異議申立ての内容は、別紙の異議申立ての理由等に記載のとおりである。

**第四　当審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

２　別紙番号１から１８まで及び２０から２６までの異議申立てについて

異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張には理由がない。

　３　別紙番号１９の異議申立てについて

実施機関が対象文書として決定した文書以外の文書の存在にかかる、異議申立人の特段の主張はなく、異議申立人の求める文書を作成・保有していないとする実施機関の決定理由に不自然・不合理な点はなく、異議申立人の主張に理由はない。

４　今後の請求への対応について

　　異議申立人による本件各公開請求に対して、実施機関は、７つの担当室課等において２５件の不存在による非公開決定及び１件の公開決定を行った。

本件各公開請求のうちには、こころの健康総合センターや健康医療総務課が担当室課等となったものにおいて見受けられるような、①「府民の『苦情』と争う職員の発言為、資料等該当するもの求む。（『苦情』を争えるもの）」といった明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求、②「大阪府こころの健康センターの持つ『ＩＣＤ－１０』求める」のように、世界保健機関が作成した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の１０回目の改正版（厚生労働省作成の日本語版）に関連し、公開請求の内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、③「『道義的責任（地公法第２９条）』『服務規律』『接遇』等の府民サービス理解出来るもの」のように、職員の発言の根拠を求める等、職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等がある。また、異議申立人は、こころの健康総合センターや健康医療総務課などの担当室課等が説明を尽くしている中、本件各公開請求に併せて苦情の申入れを行っていたとのことである。

他方、本件各異議申立てにおける異議申立人の主張には、他に文書が存在するはずであるといった文書の存否等の具体的主張はなく、請求書及び異議申立書には府職員の対応に関する抗議が数多く記載されていること等からすると、本件各公開請求は、外形的には文書の公開を求めるものであっても、実質的には、文書の公開以外の目的のために行われたものと認めざるを得ない。

　　　情報公開請求権は、府民の知る権利を保障し、府民の府政の参加をより一層推進すること、府政の公正な運営を確保すること、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、実施機関が府民による当該請求権の行使を不当に妨げるようなことがあってはならないことはいうまでもない。しかし、当該請求権の行使は無制限に許容されるものではなく、専ら文書の公開以外の目的のために請求が行われるなど、当該請求権の行使が情報公開制度の趣旨に明らかに反するものと認められるときは、権利の濫用に当たるものとして、実施機関において請求を却下することができるものと解される。なお、権利濫用の禁止は、法の一般原則のひとつであるから、条例において明文で定められていなくても、この原則を適用することは妨げられない。

異議申立人が、今後、本件各公開請求に関連して、①明らかに存在するはずのない文書の公開を求める請求や、②請求内容の文言に多少の違いがあったとしても同種の内容の文書の公開を繰り返し求める請求、③職員の対応の是非を問うために行われていると考えられる請求等を行い、かつ、これらの請求が、専ら情報の公開以外の目的のために行われたものであることが明らかと認められるときは、実施機関は、当該請求が権利の濫用に当たるものとして、当該請求を却下することができるというべきである。

**第五　結論**

以上のとおり、本件各異議申立てには理由がないから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　小谷　寛子、尾形　健、近藤　亜矢子、長谷川　佳彦